

## 【疑義解釈資料(平成28年11月17日)】

(問6) 診療継続中の患者が任意に診療を中止し、1月以上経過した後に、慢性疾患等明らかに同一の疾病について電話等(テレビ画像等による場合も含む)により治療上の意見を求められ、必要な指示が行われた場合であっても、再診料を算定できるか。

(答) 再診料を算定できる。

## ※前回のWGでご説明した内容

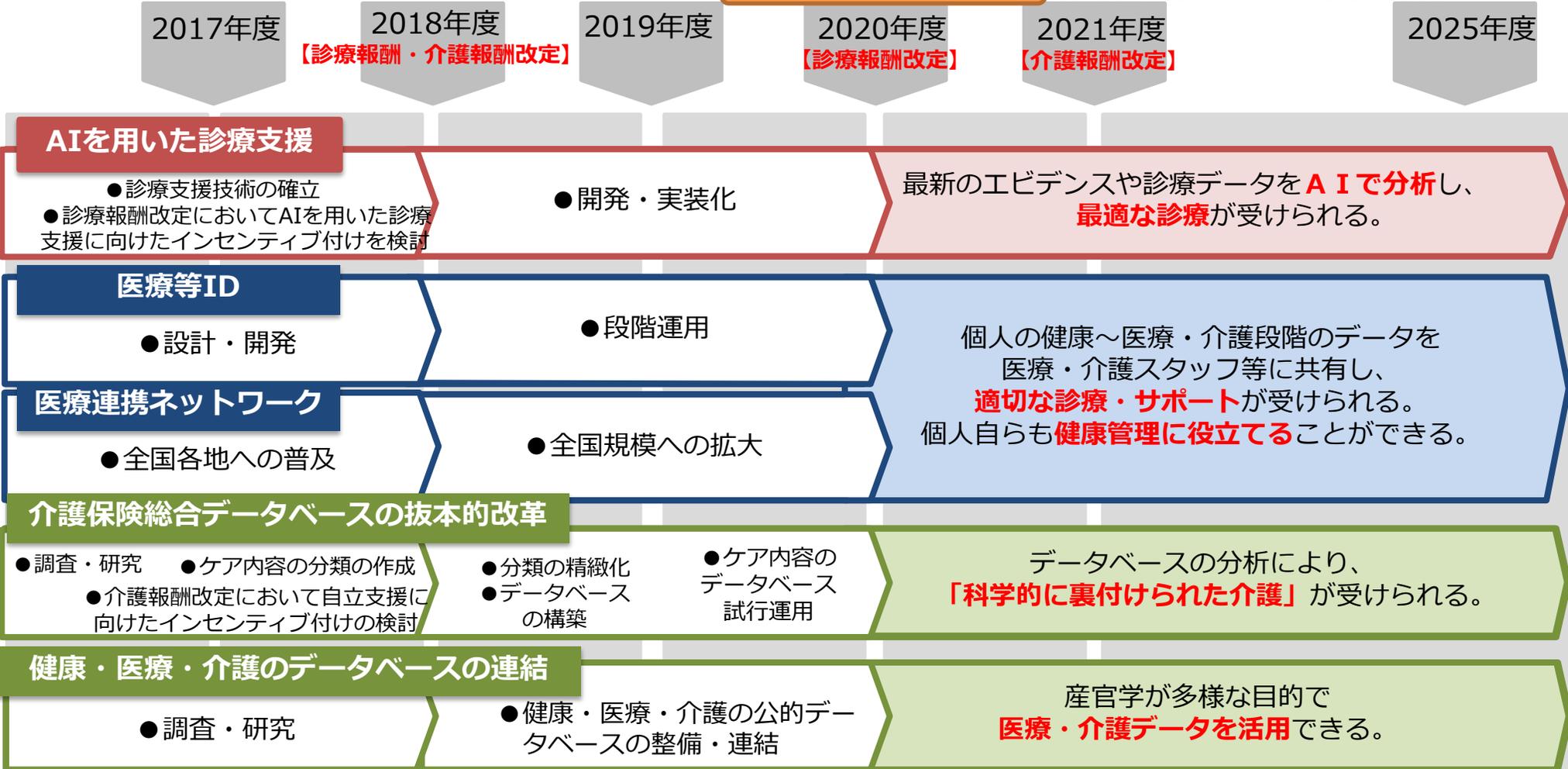
### ＜対応案＞

- 当該保険医療機関で初診を受けた患者について、再診以後、当該患者又はその看護に当たっている者から電話等により治療上の意見を求められ、必要な指示をしたときは、再診料を算定できるとされているが、以下のような場合にも再診料を算定できることとする。
- ① 診療継続中の患者が任意に診療を中止し、1月以上経過した後に、同一の疾病について行われた場合
- ② A傷病について診療継続中の患者がB傷病に罹り、B傷病について行われた場合

- AIやIoT等のICTを活用した診療支援や遠隔医療、見守り、ロボット等の技術革新を、医療・介護の枠組み（診療報酬・介護報酬）の中に、**現場や国民がメリットを実感できる形で、十分なエビデンスの下に組み込み**

## 医療介護ICT本格稼働

※本格稼働後も技術革新に合わせ機能を拡充



データヘルス時代の質の高い医療の実現に向けた有識者検討会

- 審査支払機関を『業務集団』から『頭脳集団』に改革
- 基盤となる**データプラットフォーム**の構築

- 審査支払機関も保険者もそれぞれが質の高い医療を実現

## これまでの取組

### 【遠隔診療の診療報酬上の取扱い】

#### 〔医師対医師のケース〕

##### ● 遠隔画像診断

※CT等により撮影された画像を他医療機関の専門の医師に送信し、その診断結果を受信した場合も、診断行為を評価。

##### ● 遠隔病理診断

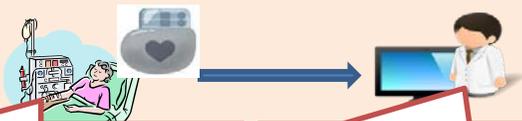
※患者から採取した標本画像等を他医療機関の専従の医師に送信し、その診断結果を受信した場合も、診断行為を評価。

#### 〔医師対患者のケース〕

##### ● 電話等（テレビ画像等も含む）による再診

##### ● 心臓ペースメーカー等の遠隔モニタリング

※在宅患者のペースメーカーから送信されたデータを医師が確認し、指導・管理を行うことが可能。  
この場合の指導・管理行為も診療報酬により評価。



在宅患者のペースメーカーから稼働状況を送信。

医師は医療機関において稼働状況を確認。状況に応じて必要な指導を行う。

### 【人工知能（A I）の研究開発の取組】

平成28年度より、臨床研究等ICT基盤構築研究事業及び医療のデジタル革命実現プロジェクトにおいて、X線や病理診断へのA Iの応用や、A Iを活用した診療支援システムの開発に関連した研究事業を開始している。

## 目指すべき在り方

〔資料P3,工程表関係〕

- A Iを用いた最新のエビデンスや診療データの解析により、患者が最適な診療を受けられるシステムを構築。
- AIやIoT等のICTを活用した診療支援や遠隔医療等の技術革新を、診療報酬の中に、現場や国民がメリットを実感できる形で、十分なエビデンスの元に組み込み。



## 今後の検討の進め方

### 【遠隔診療】

- 今後も関係審議会での議論を踏まえ、エビデンスを収集した上で平成30年度診療報酬改定での対応を検討していく。

### 【A I】

- A Iを用いた診療支援技術を確立し、平成32年度までの実装を目指す。
- 平成30年度診療報酬改定において、十分なエビデンスの元に、AIを用いた診療支援に向けたインセンティブ付けの検討を行う。